

豊島区

移動支援事業の手引き

令和7年4月1日版

豊島区福祉部障害福祉課

はじめに

障害者総合支援法の施行に伴い、障害のある方の移動支援は地域生活支援事業の必須事業と位置づけられるとともに、区市町村が地域の実情に即して実施するものとされました。

豊島区では、障害のある方が地域生活を営み、外出機会の拡大を図るうえで、移動支援はたいへん重要な事業であると位置づけ、制度開始時から月20時間までは利用料を無料といたしました。その後は利用対象者の拡大（外出困難な肢体不自由の方）、利用時間の拡大（40時間から50時間へ）、利用内容の拡大（通学の利用、通学支援の時間数の拡大等）と事業内容の充実や制度周知に努めてきたところであります。

その過程のなかで、利用者や事業者の皆様から寄せられたご意見やご質問を集約し、わかりやすい形に編集したものが、この手引きです。手引きの前半は制度内容についての説明とし、後半はQ&A形式として代表的な質問を掲載しております。

この手引きが、区民の皆様や移動支援サービスを提供される事業者の方々に広くご活用いただければ幸いです。

豊島区福祉部障害福祉課

目 次

(1)	事業概要	4
(2)	対象者	4
(3)	実施方法	5
(4)	利用者の負担	5
(5)	利用手続き	6
(6)	外出の範囲	7
(7)	その他（留意事項等）	10
	サービス利用に関するQ&A	11

●すべての利用者の方に共通する内容

- (Q1) 豊島区外への外出におけるサービス利用について
- (Q2) 目的地におけるサービスのみの利用について
- (Q3) 外出準備や帰宅後のケアについて
- (Q4) 1日の利用に関しての時間制限や利用回数について
- (Q5) 待ち合わせの場所について
- (Q6) サービス開始時・終了時における引渡しについて
- (Q7) 施設入所者の帰省時のサービス利用について
- (Q8) 短期入所・日中一時支援事業所への送迎におけるサービス利用について
- (Q9) 短期入所利用中におけるサービス利用について
- (Q10) 福祉ホームさくらんぼへの送迎におけるサービス利用について
- (Q11) 福祉ホームさくらんぼ入所中におけるサービス利用について
- (Q12) 通勤・通所の利用について（保護者等の疾病等、通勤・通所開始時）
- (Q13) プール内におけるサービス利用について

●通学支援に関する内容

- (Q14) 通学の利用について（保護者、家族の就労・疾病・出産等）
- (Q15) 通学で自宅以外の場所への対応について
- (Q16) こどもスキップへの送迎におけるサービス利用について
- (Q17) 学校行事への送迎におけるサービス利用について
- (Q18) 一人通学に向けた練習への対応について
- (Q19) 通学時の見守り対応について
- (Q20) 下校時の「寄り道」について
- (Q21) 保護者への引き渡しが必要な場合について

●事業者の方向けの内容（請求に関する事など）

- (Q22) プール内におけるサービス利用について
- (Q23) 当日キャンセル等の取り扱いについて
- (Q24) サービス提供事業所が所有する介護タクシーの利用について
- (Q25) サービス費として算定できない経費について
- (Q26) 障害者団体・移動支援事業所の主催イベント参加時におけるサービス利用について

相談窓口一覧	18
--------	----

〔 移 動 支 援 事 業 〕

(1) 事業概要

屋外において単独での移動が困難な障害者（児）に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のため、外出時にガイドヘルパーを派遣し、必要な移動の介助及び外出に伴って必要な介護を提供するサービスです。 ご利用いただける時間は1カ月50時間までです。

(2) 対象者

下表のいずれかに該当する小学生以上の方で、かつ外出に関する事項のいずれかができない方

障 害 種 別	対 象 要 件
① 身体障害者	身体障害者手帳を所持する以下のいずれかに該当する方で、外出時における移動に支援が必要な方 全身性障害者 脳性まひ、頸椎損傷、筋疾患等により四肢体幹にわたり障害がある方 肢体不自由者 下肢、または体幹機能障害1・2級で車いすを利用し、外出に支援が必要な65歳未満の方 視覚障害者 視覚障害の認定を受けている方で、同行援護の支給決定が受けられない方
② 知的障害者	愛の手帳を所持している方で、外出時における移動に支援が必要な方
③ 精神障害者	精神障害があり定期的に精神科・心療内科に通院しており、外出時における移動に支援が必要な方 長期入院後の退院により交通機関等に不慣れで外出時における移動に支援が必要な方（短期間の支援）
④ 難病患者等	身体障害者の全身性障害者の内容に相当する65歳未満の方 （障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める疾病・医師意見書を要します。）
⑤ 障害児	小学生以上の、外出に支援が必要な障害児（小・中・高校生の通学の利用については、保護者の就労等の要件があります。）
外出に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・ 交通信号の確認・ 駅名表示、案内板を確認する・ 買い物の際の金銭授受・ 目的地までの切符を買う・ 正しい交通機関を選んで乗る・ 連絡先を伝える

以下に該当する場合は、サービスを利用できません

- ① 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等の入所施設に入所中の方（※1）
 - ② 医療機関に入院中の方
 - ③ 「重度訪問介護」、「行動援護」、「同行援護」の支給決定を受けている方（※2）
- （※1）豊島区立心身障害者福祉ホームさくらんぼ、障害者総合支援法に基づくグループホーム及び宿泊型自立訓練事業所（通勤寮）に入所・入居している方は、必要に応じて利用できます。また、施設からの帰省中の利用についても利用できます。
（サービス利用に関するQ&Aの「(Q7) 施設入所者の帰省時のサービス利用について」もご確認ください。）
- （※2）同行援護の支給決定を受けた方も通学に関しては移動支援を利用できます。

（3） 実施方法

豊島区における移動支援事業のサービス提供形態は、利用者1名に対して、ガイドヘルパーが1名付き添うマンツーマンによる支援の「個別支援型」とし、移動手段については、公共交通機関に限ります。

（4） 利用者負担

利用者負担と負担上限月額について

下記の表のとおり世帯の所得区分に応じて負担上限月額を設定しています。ただし、サービスの提供を受けた時間が支給時間を上回ってしまった場合、上回った時間のサービス費については、全額利用者の負担になります。

	生活保護受給世帯 (生活保護)	住民税非課税世帯 (低所得)	住民税課税世帯 (一般)
利用者負担 (負担割合)	無料	20時間まで 無料 20時間超～50時間 3% (※)	
負担上限月額	0円	12,300円	18,600円

世帯の範囲：障害者は、障害者本人及び配偶者。障害児は、障害児の保護者の属する世帯。

（※） **本来は、サービス提供に要した費用の1割の自己負担があります。**

ただし、当面の間、20時間までは無料。20時間を超える時間～50時間までは、サービス提供に要した費用の3%が自己負担となっています。

公費負担の対象とならない経費について

外出中に発生する下記の諸経費については、公費負担の対象となりません。費用負担については、サービス提供事業所とご確認ください。

- ◆ 目的地までの交通費
- ◆ 外出先での飲食費
- ◆ レジャー施設における入場料等

(5) 利用手続き

①相談・申請

相談窓口一覧（最終ページ）を参照の上、障害福祉課担当グループに相談・申請してください。申請後、ご本人、ご家族から聞き取り調査を行います。



②支給決定・受給者証取得

区が、認定したときは、移動支援支給決定通知書（以下、決定通知書と略）と移動支援受給者証（以下、受給者証と略）を送付します。



③事業者との契約

事業所に直接申し込み、受給者証を提示して契約してください。



④サービスの利用・サービス利用料の支払い

サービス終了後、利用者負担額が生じる方は事業者へ利用料をお支払いください。

すでに移動支援の支給決定を受けている方が、通学で利用する場合には、あらためて利用手続きが必要となります。通学に関する支給決定をした場合には、決定通知書、及び受給者証に通学に関する利用時間・利用日数等を記載します。障害福祉課担当グループへご連絡ください。

(6) 外出の範囲

移動支援として認められる外出の範囲の認定については、事業の目的をふまえ、外出が「社会通念上公的サービスの対象として適当であるか否か」という観点により判断します。

対象となる外出範囲について

原則は、自宅を始点とし、外出先への移動、外出先からの帰宅までを支援の対象とします。(通学支援の場合は、学校を起点とすることもあります)

※(自宅)⇒(外出先)もしくは(外出先)⇒(自宅)のいずれかの経路の支援を家族等が行う場合、片道のみ支援も対象とします。

宿泊を伴う場合は、目的地までの送迎となります。(サービス利用に関するQ&A Q1参照)

(注) 外出前・外出後の居宅内における介護(更衣介助・排泄介助等、身体介護の内容と認められるもの)は、移動支援の対象とはなりません。(サービス利用に関するQ&A Q3参照)

対象となる外出内容について

移動支援事業の対象となる外出内容は、以下の①～④です。

① 社会生活上必要不可欠な外出

外出内容	外出先の例
行政機関等における諸手続き、相談等	区役所、警察署、裁判所等の官公庁、投票所
金融機関等の利用	金融機関(銀行、信用金庫等)の利用

② 余暇活動等社会参加のための外出

外出内容	外出先の例
文化施設等の利用	映画館、美術館、博物館、コンサート会場 図書館、演劇場、公園、寺社参拝等
体育施設等の利用(※1)	ジム、体育館、競技場、プール等
買い物(※2)	各種商店、デパート
理容・美容	理容室、美容院、サロン等
冠婚葬祭	結婚式、葬式、法事、お墓参り、地域の祭り等

その他

お見舞い、部活動、サークル活動、就職活動、習い事(※3)、各種研修・教養講座、各種団体の会合、外食、イベント(※4)等

(※1) ジム・プール等の施設内において、指導員等がマンツーマンで付き添う場合については、施設への送迎のみを支援の対象とします。指導員等が配置されていない開放プール等をご利用の場合は、事前に事業所と損害や責任にかかる事項を書面で定め、取り交わしたうえで利用してください。(サービス利用に関するQ&A Q13、22参照)

(※2) 食材料等日常生活に不可欠な物の購入のための買物は、障害福祉サービスにおける「居宅介護(家事援助)」にて、ヘルパーが行うものであるため、移動支援の対象となりません。

(※3) 習い事や塾、子どもスキップ、区民ひろば等では施設内での待機は移動支援の対象とはなりません。

(※4) 移動支援事業所等が企画・主催するイベントについては、主催者側がイベント中の対応をするべきものであるため、原則としてイベント会場への送迎のみを支援の対象とします。(サービス利用に関するQ&A Q26参照)

③ 通学支援(通学のための利用)

原則、自宅⇄学校⇄学童保育等の間における送迎を対象とします。

(通学支援については、サービス利用に関するQ&A Q14～21もご参照ください)



利用時間・日数	対象
1回30分(※)、月23日	保護者、家族の就労・疾病・出産等の理由により、送迎が困難であると認められる方

※ 学童保育等と自宅が離れている場合など、1回30分の利用を超える場合は事前にご相談ください。ただし、月の上限利用時間は50時間です。

④ 自宅に帰省中の利用

利用時間・日数	利用内容
1日8時間以内・年度内32時間まで	移動支援で認められる範囲

帰省中の利用については家族などが介護できないなどの事由を必要としません。(サービス利用に関するQ&A Q7参照)

対象とならない外出内容について

以下の①②の外出でサービスを利用した場合は、移動支援サービス費の対象外となります。

① 内容によって対象とならない外出

外出内容	外出先の例
経済活動に係る外出	営業活動、その他収入を得ることを目的とした外出
政治活動又は宗教活動に係る外出	布教・勧誘活動、選挙運動等
社会通念上、公的サービスを利用して外出することが適当でないもの	ギャンブル等を目的とした外出
医療機関や施設の管理下にある方の週末等の外泊	施設入所中の一時外泊
通院及び入退院に係る外出	病院入院中の一時外泊
宿泊等を伴う外出	旅行、帰省
その他	Q&A 集（11ページから）を参照

②通年かつ長期にわたる外出

外出内容	外出先の例	備考	
通年かつ長期にわたる外出	通勤、通所施設への送迎	通所施設等への通所等・通勤については、特例的に利用できる場合があります。詳細は、サービス利用に関するQ&A（11ページ～）のうち、右に記載の項目をご確認ください。	(Q12) 通勤・通所の利用について

(7) その他（留意事項等）

利用できる事業所について

移動支援のサービスを提供できる事業所であれば、区内・区外を問わずに利用できます。
障害福祉課窓口において、豊島区に移動支援事業所として登録をしている事業所の一覧を配布しています。また、ホームページにも掲載していますので、下記よりご確認ください。

[移動支援サービス事業者一覧](#)



ご不明な点がある場合は障害福祉課担当グループにご相談ください。
なお、特定の事業所を豊島区が紹介やあっせんをすることはありません。

複数事業所との契約・上限管理について

豊島区より支給決定を受けた支給時間数の範囲内であれば、複数の事業所と契約を結ぶことができます。複数事業所と契約した場合は、「利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書」の提出が必要です。障害福祉課担当グループへご連絡ください。

支給時間数の変更について

移動支援の支給時間については、申請時に利用目的等の聴き取り調査を経て、月単位で支給時間を決定します。その後の利用状況の変化（外出頻度の増減）等により、時間数の変更を希望する場合は、変更申請をすることができます。変更申請後は、その内容を審査し、必要と認められる場合については、新たな支給時間を決定します。（最大50時間/月）

(注) 支給時間を超えて利用した後の変更申請は認められません。保護者等が入院や冠婚葬祭等の事由により、緊急に支給時間の変更申請をご希望される場合については、事前に障害福祉課担当グループまでご連絡ください。

二人介護の対応について

移動支援におけるサービスについては、マンツーマンによる「個別支援型」を原則としています。が、身体的特徴や行動面においてヘルパー二人での対応が必要であると認められる方については、二人介護対象者としての認定を行います。

(注) 認定の結果、二人介護対象者とされた方については、二人介護を受けた時間及び当該二人介護に要する費用については、二人分の時間及び利用料が生じます。

その他

障害の状態や抱えている困難さはお一人お一人違います。また、ご家族の状況やご本人を取り巻く環境もさまざまです。もし、お困りのことがございましたら個別に担当グループの職員にご相談ください。

〔 サービス利用に関する Q & A 〕

この内容は、本手引き作成時において想定された疑問について、一般的な解釈・原則を示したものであり、障害者（児）個々の障害の状況やご家庭の状況、個々に必要とされる支援の相違等の事情により、記載された内容と異なる対応となることがあります。疑問点等がある場合には、担当グループの職員にご相談ください。

●すべての利用者の方に共通する内容

(Q1) 豊島区外への外出におけるサービス利用について

- 豊島区外への外出や複数の目的地に行く際にサービスを利用することは可能ですか？

(A) 1日の範囲内で用務を終えるものであれば、サービスを利用できます。また、1回で複数の目的地に外出することも可能です。ただし、目的地の中に移動支援の対象とならないものが含まれていた場合は、その外出の全てが移動支援の対象となりません。

(Q2) 目的地におけるサービスのみの利用について

● 目的地（映画館等）までの送迎は保護者が対応できるのですが、目的地内で付き添うことができません。目的地内のみのサービス（映画の付き添い、館内の食事・排泄等介助）を利用することは可能ですか？

(A) 移動支援事業は単独での外出が困難な方に対する外出及び社会参加のために必要な移動の介助を行うことを基本にした事業です。したがって目的地内のみの移動支援の利用はできません。

(Q3) 外出準備や帰宅後のケアについて

- 移動支援を利用する際の外出準備や帰宅後のケアは認められますか？

(A) 移動に付随する業務として、持ち物の確認、戸締り、火気などの安全確認、排泄の声掛け、車いす準備、購入した物をしまう等、外出のための準備と帰宅後に行う5分から15分程度の援助は認めています。

ただし、居宅内での更衣介助、食事介助、排泄介助等、身体介護の内容と認められるものは対象となりません。

(Q4) 1日の利用に関しての時間制限や利用回数について

- 1日の利用回数や時間制限はありますか？

(A) 1日における利用時間の制限や回数制限はありません。計画に応じて1日に複数回の利用も可能です。ただし、通学に関する利用、帰省時の利用を除きます。

(Q5) 待ち合わせの場所について

- 移動支援を利用する際にヘルパーとの待ち合わせ場所は自宅でないといけませんか？

(A) 移動支援の起点および終点は、原則として自宅です。

ただし、児童の場合の通学、成人の場合の勤務先等から社会参加・余暇活動への参加をする場合などは本人（保護者）と事業所の合意のうえで利用できます。

(Q6) サービス開始時・終了時における引渡しについて

- サービス利用の予約時間に保護者等の予定が入ってしまい、自宅で、本人のみで留守番をし、ヘルパーと待ち合わせることになりました。保護者等からヘルパーへの引渡しを経ずにサービスを利用することは可能ですか？

(A) 原則として児童についてはできません。本人の安全確保の観点から、サービス開始時・終了時には、ともに引渡しを経る必要があります。なお、サービス終了時には、保護者等の引受け者が、サービス提供の履行確認のため、ヘルパーの所持する実績記録表にサインまたは押印する必要があります。

成人については、安全面の確保等について、保護者等と移動支援事業所の両者合意の上で、引渡しを経ずに利用できます。

(Q7) 施設入所者の帰省時のサービス利用について

- 現在、障害者支援施設に入所中ですが、サービスを利用することは可能ですか？

(A) 移動支援事業は、在宅生活を送っている障害者(児)を対象とした事業であり、施設入所者や入院中の方は、サービスを利用できません。

ただし、長期休暇等の帰省中は1日8時間以内、年度内32時間まで利用することが可能です。事前にご相談・申請をお願いします。

(Q8) 短期入所・日中一時支援事業所への送迎におけるサービス利用について

- 短期入所事業所もしくは日中一時支援事業所への送迎にサービスを利用することは可能ですか？

(A) 事業所による送迎ができない場合、利用できます。

また、短期入所事業所・日中一時支援事業所と通所施設の間の送迎については、送迎予定の家族等が体調不良や就労等により送迎することが困難となった場合は、ご相談により、利用することができます。

(Q9) 短期入所利用中におけるサービス利用について

- 短期入所利用中にサービスを利用することは可能ですか？

(A) 個別に短期入所の事業所から外出するにあたり、区は移動支援の利用を認めています。

ただし、短期入所の事業所が得られる報酬額に影響も生じるため、実際のご利用にあたっては事前に短期入所の事業所にもご相談ください。

(Q10) 福祉ホームさくらんぼへの送迎におけるサービス利用について

- 豊島区立福祉ホームさくらんぼへの送迎にサービスを利用することは可能ですか？

(A) 自宅と「さくらんぼ」の間の送迎は利用できます。

また、「さくらんぼ」と通所施設の間の送迎については、送迎予定の家族等が体調不良や就労等により送迎することが困難となった場合は、ご相談により、利用することができます。

(Q11) 福祉ホームさくらんぼ入所中におけるサービス利用について

- 豊島区立福祉ホームさくらんぼ入所中にサービスを利用することは可能ですか？

(A) 個別の外出時にサービスを利用できます。

(Q12) 通勤・通所の利用について（保護者等の疾病等、通勤・通所開始時）

- 勤務先・就労継続A・B事業所への通所送迎に関する利用はできますか？

(A) 勤務先への通勤は、“経済活動に係る外出”

就労継続A・B事業所などへの通所は

“通年かつ長期にわたる外出”

にあたるため移動支援の対象とはなりません。

ただし、以下の場合は例外的に利用ができます。

利用理由	利用期間	利用内容
<u>保護者等が疾病等で一時的に送迎ができなくなった</u>	<u>年度内3か月まで</u>	通勤・通所施設の送迎 バスポイントまでの送迎
<u>・通勤通所開始時（経路を覚えるまで）</u> <u>・転勤等による通勤先の変更（経路を覚えるまで）</u>	<u>10日（実日数）</u> <u>2回更新可</u>	

(Q13) プール内におけるサービス利用について

- プールまでの送迎に加えてプール内でもサービスを利用することは可能ですか？

(A) 本文に記載のとおり、学校・ジム等のプール内において教員・指導員等が付き添う場合については、利用できません。指導員等が配置されていない開放プール等を個人的に利用する場合には利用できますが、事前に契約事業所とプール内介護における損害や責任に係る事項を必ず書面で定め、取り交わしてください。（事業者の方はQ22をご参照ください）
※利用については必ず事前に障害福祉課担当グループにご連絡ください。

●通学支援に関する内容

(Q14) 通学の利用について（保護者、家族の就労・疾病・出産等）

●学校や学童保育、放課後等デイサービスへの送迎にサービスを利用することは可能ですか？

(A)保護者、家族の就労・疾病・出産等の理由により、送迎が困難であると認められる方を対象として1回30分（※）、月23日まで利用できます。学校帰りの学童保育・放課後等デイサービスからの帰宅時も利用できます。スクールバスを利用できる場合は、自宅からバスポイントまでの利用に限られます。通学支援のため、原則寄り道は認められません。

（※ 放課後等デイサービス事業所と自宅が離れている場合など、1回30分の利用を超える場合は事前にご相談ください。ただし、月の上限利用時間は50時間です。）

(Q15) 通学で自宅以外の場所への対応について

● 自宅以外の場所の登下校に、サービスを利用することは可能ですか？

(A) 通学に関する支援は、自宅・学校・学童保育・放課後等デイサービス間における送迎サービスです。ただし、保護者等の就労・疾病等の理由により、親族宅等からの登校・親族宅等への下校時についても、引渡しができる親族等がいる場合については、利用できます。また、保護者の勤務地（自営業先等）への下校についても、申請時の勤務証明書に記載の場所であれば、利用できます。事前に障害福祉課担当グループまでご相談ください。

(Q16) こどもスキップへの送迎におけるサービス利用について

● こどもスキップへの送迎について、サービスを利用することは可能ですか？

(A) 自宅からこどもスキップへの送迎については利用できます。

(Q17) 学校行事への送迎におけるサービス利用について

● 電車移動による修学旅行があり、集合・解散場所が最寄りの駅とされていて、保護者等が送迎等の対応が出来ないときに、サービスを利用することは可能ですか？

(A) 修学旅行・林間学校等の集合場所が学校外の場所で、集合・解散場所現地への送迎が必要な場合については、通学支援にてサービスが利用できます。ただし、行事中の付き添いについては、利用の対象となりません。

(Q18) 一人通学に向けた練習へのサービス利用について

● 現在、スクールバスのバスポイントまで送迎をしてもらっていますが、4月からスクールバスではなく一人通学（自力通学）になる予定です。通学の練習のため（経路を覚えるため）、サービスを利用することは可能ですか？

(A) スクールバスを利用できる場合は、自宅からバスポイントまでしか利用できません。ただし、例外として3か月間に限り一人通学（自力通学）の練習として利用することが可能です。事前に障害福祉課担当グループまでご連絡ください。

(Q19) 通学時の見守り対応について

●通学でサービスを利用していますが、経路も覚え、声掛け等がなくても安全に一人で通学できるようになりました。今後は、本人から離れたところから見守りをして欲しいですが、サービスを利用できますか？

(A) 通学支援は、単独で通学が困難な障害児の通学時の安全確保を図る目的の事業であり、通学中において、常時、ヘルパーが児童に連れ添いサービスを提供することを前提にしています。したがって、本人から離れたところから見守りだけを行うことを目的とする利用はできません。

(Q20) 下校時の「寄り道」について

●下校時にサービスを利用する場合に、途中でお店等に立ち寄り、ご飯・おやつ等を購入もしくは店舗内にて食事をさせることは可能ですか？

(A) 自宅・学校・学童クラブ・放課後等デイサービス等の3地点間での送迎中に、お店等に立ち寄ることは、「寄り道」とみなされるため、原則利用できません。

(Q21) 保護者への引き渡しが必要な場合について

●保護者が就労等のため、ヘルパーからの引き渡し時間に自宅に対応することができません。どうしたらよいですか。

(A) Q14と同様に、3地点間での送迎中に、「寄り道」をすると通学支援の利用はできません。居宅介護、日中一時支援、短期入所など、他のサービスもご検討ください。他のサービスを初めて利用する場合は、申請が必要です。障害福祉課担当グループまでご連絡ください。

●事業所の方向けの内容（請求に関することなど）

(Q22) プール内におけるサービス利用について

- 指導員等が配置されていない開放プール等での利用の際の流れを教えてください。

(A) 学校・ジム等のプール内において教員・指導員等が付き添う場合については、利用できません。指導員等が配置されていない開放プール等を利用者が個人的に利用する場合については、事前に契約事業所が利用者とプール内介護における損害や責任に係る事項を必ず書面で定め、取り交わした上で、利用できます。契約事業所においては、サービス提供の都度、必ず利用者の体調等の確認を行い、事故等の未然防止に努めることになっています。

※利用については必ず事前に障害福祉課担当グループにご連絡ください。

(Q23) 当日キャンセル等の取り扱いについて

● サービス提供直前に、体調不良等の理由により、その日のサービスが当日キャンセルとなりました。その間に要した費用やヘルパーが従事した時間の報酬について、移動支援のサービス費として認められますか？

(A) 移動支援のサービス費は、サービスを提供したものについて請求するものです。したがって、サービス提供に付随して発生する諸費用（従事ヘルパーの交通費等）等は、移動支援給付費の対象外です。なお、キャンセル時の取り扱いについては、契約時にキャンセル時の取り扱いについて利用者に説明をし、契約に沿ってご対応ください。

ただし、目的地までの移動後にキャンセルとなる場合等、現に移動支援を利用した場合、契約事業所においては、その間に要した時間のみサービス費を算定することは可能です。

(Q24) サービス提供事業所が所有する介護タクシーの利用について

● 移動支援を利用中に、サービス提供事業所が所有する介護タクシーに利用者が乗車することは可能ですか？

(A) 移動支援を利用中に、サービス提供事業所が所有する介護タクシーに利用者が乗車することについては、公共交通機関としてのタクシー及び他社の介護タクシーを利用することと同様に、利用者が乗車に係るメーター料金を支払い、運転手以外に利用者に付き添うヘルパーが同乗している場合に限り、移動支援として認められます。メーター料金を徴収しない、または運転手がヘルパーを兼ねる場合については、認められません。

(Q25) サービス費として算定できない経費について

- サービス費として算定できない経費について教えてください。

(A) 利用者本人とヘルパーの「目的地までの交通費」、「外出先での飲食費」、「レジャー施設における入場料等」は公費負担の対象とはならないので、請求することはできません。費用負担について、事業所と利用者として事前に取り決めをしてください。

(Q26) 障害者団体・移動支援事業所の主催イベント参加時におけるサービス利用について

- サービス提供事業所と同法人が主催するイベントや休日活動等の参加者が、サービスを利用することは可能ですか

(A) イベント開催場所、または集合場所までの送迎については、利用できます。ただし、サービス提供事業所等と同法人が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合、そのイベントの活動期間中の介助については利用できません。

《相談窓口一覧》

身体障害者の方（18 歳以上）

障害福祉課

身体障害者支援グループ

南池袋 2-45-1 ☎ 3981 - 2141

※東部・西部障害支援センターは申請書の受付のみ行います。相談は上記窓口をお願いいたします。

知的障害者の方（18 歳以上）

障害福祉課

知的障害者支援グループ

南池袋 2-45-1 ☎ 3981 - 1853

精神障害の方・難病患者等の方（18 歳以上）

障害福祉課

精神障害者福祉グループ

南池袋 2-45-1 ☎ 3981 - 1988

児童・障害児の方（18 歳未満）

障害福祉課

児童・障害児支援グループ

南池袋 2-45-1 ☎ 4566 - 2451